平成２３年（フ）第１６５７号
福岡市城南区梅林５丁目19番５―201号
債務者　一野　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５９号
福岡市早良区弥生１丁目５番10―401号
債務者　古賀　大補
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６２号
福岡市博多区那珂４丁目22番22―106号
債務者　野田　健司
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６３号
福岡市博多区那珂４丁目22番22―106号
債務者　野田　三枝
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６５号
福岡市西区野方７丁目834番地１
債務者　岩本　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６６６号
福岡市西区野方７丁目834番地１
債務者　岩本　優子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７１号
福岡市城南区友泉亭１番14号
債務者　小林八重子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７４号
福岡市東区城浜団地44番104号
債務者　高原　真弓
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８２号
福岡市博多区吉塚３丁目９番７号
債務者　外薗　茂治
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８５号
福岡市西区拾六町２丁目12番６―102号
債務者　伊豆丸勇樹
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８６号
福岡市西区生松台３丁目18番３号
債務者　伊豆丸マス子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６８９号
福岡市早良区室住団地43番101号
債務者　西　　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９６号
福岡市西区飯盛664―１グループホームひかり内
債務者　大鶴　英美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７０８号
福岡市東区香椎台２丁目７番15号
債務者　今福　臣里
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１５号
福岡市南区鶴田１丁目18番20号
債務者　堀　　進
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１６号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目１番13号リバーサイドダイワ102号
債務者　立石　和子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２３号
福岡市東区雁の巣１丁目28番45号
債務者　古川　幸二
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３５号
福岡市中央区白金２丁目11番28号
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部